

商号又は名称	所在地	入札参加停止の期間	入札参加停止の理由
株式会社トーニチコンサルタント 西日本支社	大阪市	自:令和7年12月26日 至:令和8年6月25日	株式会社トーニチコンサルタントが、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。
大日コンサルタント株式会社 西日本支社	大阪市	自:令和7年12月26日 至:令和8年6月25日	大日コンサルタント株式会社が、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和7年12月19日付けで、公正取引委員会から同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2に基づく課徴金納付命令を受けたため。
フクシマガリレイ株式会社	大阪市	自:令和8年3月9日 至:令和8年4月8日	フクシマガリレイ株式会社が、労働者に対し労働基準法第36条に基づく労使協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせる等を行っていたことにより、大阪労働局から大阪地方検察庁に書類送検され、令和6年12月4日付けで同社及び役員に対し、罰金30万円の略式命令が出された。 このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和8年2月24日付けで、国土交通省近畿地方整備局長から同法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受け、商号等を公表されたため。